

三豊市監査委員告示 第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 6月23日

三豊市監査委員 糸川 昇
三豊市監査委員 宝城 明

平成 28 年度

財政援助団体等監査結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 39 号

平成 28 年 6 月 23 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様
三 豊 市 議 会 議 長 城 中 利 文 様
三 豊 市 教 育 委 員 会 教 育 長 小 野 英 樹 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇

三 豊 市 監 査 委 員 宝 城 明

平成 28 年度 財政援助団体等に対する監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助
団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9
項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

財政援助団体等監査の結果について「各まちづくり推進隊」

第1 監査の対象及び期間

対 象		監 査 期 間
団体名・所管課	範 囲	
まちづくり推進隊 高瀬・山本・三野・豊中・ 詫間・仁尾・財田	平成 26 年度及び平成 27 年度に支出 した「各まちづくり推進隊」への交 付金に係る出納その他の事務	平成 28 年 4 月 4 日から 同年 5 月 23 日まで
政策部 田園都市推進課		

第2 交付金の概要

交付金の名称	交付金の額	
	平成 26 年度 決算	平成 27 年度 予算
三豊市地域内分権推進交付金	80,411,200 円	97,408,000 円

第3 監査対象団体の概要

「まちづくり推進隊」は三豊市が推進する地域内分権の考え方にに基づき、旧 7 町にそれぞれに組織された市の認定団体で、住民自らが考え行動し、地域コミュニティの活性化を図る活動及び三豊市から移譲される業務に関する活動を行う団体である。

(1) 目的（各推進隊定款等要約）

三豊市と相互に協力しながら、各種事業の自主的な運営を通じ、地域住民自らが主体となって豊かで住みよい「まち」を創造するため、住民の交流を図り地域のつながりを深め、安心・安全な生活環境と活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図る。

(2) 事業（各推進隊定款等要約）

地域住民の交流に関する事業、安心・安全・防災に関する事業、環境保全に関する事業、健康及び福祉に関する事業、自治会・公民館等関係諸団体との連携に関する事業、その他目的達成のために必要な事業等

(3) 所在地

各まちづくり推進隊事務所（本庁舎及び各支所）

(4) 組織

各まちづくり推進隊（NPO 法人、任意団体）の目的に賛同する個人、団体等

(5) 役員

各まちづくり推進隊（NPO 法人、任意団体）定款等の規定より選任された役員（理事長・副理事長・理事・監事）

第4 監査の方法

三豊市が平成 26 年度及び平成 27 年度に支出した、各まちづくり推進隊（NPO 法人、任意団体）への交付金に係る出納その他の事務の執行が、交付目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、備品等の購入、管理は適正に行われているかなどを主眼に実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体の所管課及び団体にあらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、所管課と団体の各担当者から説明を聴取して実施した。

第5 監査の結果

交付金に係る所管課および監査対象団体の出納その他の事務は、交付目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては、改善すべき事項に十分留意すること。

また、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行った。

監査の結果については、「改善・検討事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」として取りまとめており、「改善・検討事項」について、措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき遅滞なく通知されたい。

【改善・検討事項】

・変更交付申請について（田園都市推進課）

まちづくり推進隊業務の交付金交付規則（三豊市地域内分権推進交付金交付規則）における交付決定（第6条関係）と変更交付申請（第7条関係）について、当初申請では事業計画についても十分な審査を行うとあるが、交付決定額に増減を生じなければ変更交付申請が提出されず、事業内容に変更（追加を含む）があっても口頭報告で了承となっている。

今後は、規則に基づく適正な対応を行うこと。

・役員を選任について（まちづくり推進隊高瀬）

役員（理事）の選任は規約（12条2項、平成28年4月1日時点）により総会において選任とあるが、実績報告上では総会後の理事会で決定となっている。

今後は、定款に基づく運営を行うこと。

【意見】

・交付金の交付金額決定による支出金額の精査について（田園都市推進課）

平成26年度の交付金については、まちづくり推進隊全体で決定92,685,000円があり、12,273,800円が事業終了後に戻入されている。中には四半期に分けて交付した最終の交付金額を超えての戻入があった推進隊が見られる。

各まちづくり推進隊における事業の進捗状況の把握を十分に行い、必要と考えられる交付金が支出されるよう指導をお願いします。

・役員任期について（田園都市推進課）

まちづくり推進隊の定款や規則において、理事・監事の任期が実状と合っていない等の事例が見受けられるので、適切な指導をお願いします。

・交付申請における実施事業内容について（田園都市推進課）

各まちづくり推進隊の自主性を重視した上で、市補助事業との二重補助や受益者を考慮した自己負担についての考え方等、基準を示すようお願いします。

・適正な交付金の請求について（まちづくり推進隊高瀬）

平成26年度交付金交付決定額13,600,000円の内、2,728,294円が事業終了後に戻入されている。この金額は四半期毎に支払われている交付金の最終支払金額の3,200,000円に近い金額である。年度最終の交付金請求は残事業を考慮し適正な金額をお願いします。

- ・事務処理の改善について（まちづくり推進隊高瀬）

伝票処理において、領収書に日付が入っていないものがあるなど不適切な点が見られるので、適正な処理をお願いします。

- ・適正な交付金の請求について（まちづくり推進隊仁尾）

平成 26 年度交付金交付決定額 12,500,000 円の内、1,457,768 円が事業終了後に戻入されている。この金額は四半期毎に支払われている交付金の最終支払金額の 2,500,000 円の半額以上を占める金額である。年度最終の交付金請求は残事業を考慮し適正な金額をお願いします。

- ・事業計画について（まちづくり推進隊仁尾）

三豊市自主防災力強化事業費補助金交付要綱には、防災士支援事業と地域防災訓練支援事業があるが、推進隊仁尾の自主事業にも、防災士資格取得支援事業、防災用品配備事業、地域避難訓練支援事業があり補助を実施している。これらの補助事業について、公金による二重補助とならないよう内容について十分注意するようお願いする。

- ・事務処理の改善について（まちづくり推進隊仁尾）

伝票処理において、請求書に日付が入っていないものがあるなど不適切な点が見られるので、適正な処理をお願いします。

財政援助団体等監査の結果について「三豊市体育協会」

第1 監査の対象及び期間

対 象		監 査 期 間
団体名・所管課	範 囲	
三豊市体育協会 教育委員会事務局 生涯学習課	平成 26 年度及び平成 27 年度に支出した 「三豊市体育協会」への補助金に係る出納 その他の事務	平成 28 年 4 月 4 日から 同年 5 月 23 日まで

第2 補助金の概要

補助金の名称	補助金の額	
	平成 26 年度 決算	平成 27 年度 予算
三豊市体育協会補助金	14,024,000 円	14,024,000 円

第3 監査対象団体の概要

旧 7 町からの継続した事業を実施する団体であり、旧町にそれぞれ組織された 7 つの町体育協会、野球をはじめとする 26 の専門部、12 部会 43 単位団で組織するスポーツ少年団（平成 26 年度）と、多くの団体から構成され、三豊市の細部にまで亘る、社会体育活動の中心を担っている組織である。

(1) 目的

体育を振興し、市民の心身の健全な発達、健康増進、体力・競技力の向上を目的とする。

(2) 事業

- ・スポーツの普及奨励並びに助成
- ・各種スポーツ大会の開催
- ・加盟団体との連絡調整
- ・市民体育振興に関する調査研究、並びに施設の拡充整備の促進及び関係当局への意見具申
- ・スポーツ少年団を育成すること
- ・その他目的達成に必要な事業

(3) 所在地

三豊市豊中町本山甲 192 番地 1 三豊市社会教育団体連絡協議会事務局内

(4) 組織

市内を活動拠点とする体育関係団体（加盟団体）で協会の目的に賛同するもの

(5) 役員

顧問 1 名 会長 1 名 副会長 3 名 理事 10 名 監事 2 名

第 4 監査の方法

三豊市が平成 26 年度及び平成 27 年度に支出した、三豊市体育協会への補助金に係る出納その他の事務の執行が、補助目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼に実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体の所管課及び団体にあらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、所管課と団体の各担当者から説明を聴取して実施した。

第 5 監査の結果

補助金に係る所管課および監査対象団体の出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては、改善すべき事項に十分留意すること。

また、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行った。

監査の結果については、「改善・検討事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」として取りまとめており、「改善・検討事項」について、措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき遅滞なく通知されたい。

【改善・検討事項】

・要綱、並びに会則の順守について（三豊市体育協会）

三豊市体育協会加盟団体補助金交付要綱、並びに三豊市体育協会大会派遣費補助金内規に基づく補助申請については、条文の記載事項を遵守すること。特に加盟団体補助金交付要綱第8条に基づく交付決定通知書（様式第4号）の通知がなされていないので、通知を行うこと。

また、平成26年度・27年度の体育協会総会資料中の会則（第5条関係）に誤りが見られたので訂正をすること。

【意見】

・事務局の管理指導について（生涯学習課）

補助金交付執行側であることのみならず、三豊市体育協会、三豊市スポーツ少年団双方の事務局を出先機関で実施していることにより、両団体の会則、規程、補助金交付要綱、内規等を把握精査したうえで、各団体の事業実施や補助金の使途についても適切な指導を実施し、事務処理等誤りの無いよう十分な管理監督をお願いします。

・補助金の有効活用について（生涯学習課）

体育協会の加盟団体の中には、補助金額を上回る繰越金が存在している団体があるが、繰越金の使用目的が明確なものについては、基金の設置を認める等、三豊市体育協会加盟団体補助金交付要綱や関係規則を改正し、補助金の有効活用を図るなどの指導をお願いします。

・繰越金について（三豊市体育協会）

総会資料の中で補助金額を超える繰越残が発生している団体（平成26年度では町体協1団体、専門部3団体）が見受けられる。年度当初の活動資金もあるかと思うが、補助金をより有効に活用できるようをお願いします。

・事務処理の改善について（三豊市体育協会）

物品購入等について、立て替え払いが見受けられたが、領収書の品目・明細・日付等、明確にわかる適正な処理をお願いします。

また、補助金の交付にあたって、個人名義の口座への振り込みが見られたが、適正な事務処理を実施する為、債権者登録は団体名と代表者名の入ったわかり易いものでの対応をお願いします。